平成２２年（フ）第２６２号
茨城県土浦市天川２丁目８番８号
債務者　糸賀　正幸
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２６７号
茨城県稲敷郡阿見町中央７丁目２番７号　博ハイツ101
債務者　水野　富子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２６８号
茨城県つくば市西高野1076番地５
債務者　舘野　京子
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２６９号
茨城県石岡市大増2873番地３
債務者　沼田　恵子
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２７１号
茨城県土浦市東並木町3448番地
債務者　塚田雄一郎
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２７６号
茨城県石岡市総社２丁目９番60号フレンズハウス石岡総社Ｄ棟
債務者　浅野　和也
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２７７号
茨城県小美玉市高崎926番地３
債務者　木名瀬淳子
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３１９号
金沢市三ツ屋町ロ56番地１、従前の住所金沢市大友２丁目５番地・金沢市大友２丁目４番地、従前々の住所石川県河北郡津幡町字庄ト36番地４
債務者　干場　景太
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３４９号
石川県白山市あさひ荘苑４丁目87番地
債務者　青木　邦子
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３５６号
石川県白山市七原町イ18番地７
債務者　堂　登志幸
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３７７号
金沢市久安５丁目252番地　第１コムラビル４－Ａ
債務者　中瀬　　宏
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１７１４号
名古屋市中村区名駅南２丁目９番22号
債務者　村井　知之
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０１１号
名古屋市東区筒井１丁目７番28号　葵マンション204号
債務者　今枝　リサ
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５４２号
愛知県西尾市上矢田町北野46番地２
債務者　上田　　隆
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５４３号
愛知県岡崎市福桶町字菰原12番地４
債務者　竹村　　翔
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４５号
三重県尾鷲市桂ケ丘1900番地20
債務者　吉野　千明
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第４６号
三重県熊野市井戸町1020番地の４、前住所埼玉県さいたま市大宮区大門町３丁目102番地
債務者　堀　　雅智
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
津地方裁判所熊野支部